金沢版地域包括ケアシステム推進協議会（第１回）	参考資料1
平成25年7月17日	

他都市の事例について

1. 福井県坂井地区広域連合の事例

（１）坂井地区における在宅ケア体制づくり

介護保険者（行政）が中心となる在宅ケア体制の構築（医療・介護事業者、大学による）

① 介護保険者（行政）が坂井地区医師会のノウハウを活用し、
医療も含めた在宅サービスをワンストップで調整

② 坂井地区のすべての医療・介護事業者が参画

◎『坂井地区在宅ケア将来モデル推進協議会』を立ち上げ事業を推進

協議会メンバー
坂井地区の医師会・歯科医師会・薬剤師会の役員、
ネットワークさかい（介護事業者団体）の役員、
東京大学、福井大学、
福井県、あわら市・坂井市、坂井地区広域連合

在宅ケア体制構築に関わる機関数　134機関
在宅医療対応診療所：26機関　病院：7機関
歯科診療所：17機関　調剤薬局：5機関
訪問看護ステーション：7機関　訪問介護事業所：17機関
居宅介護支援事業所：30機関
介護保険施設：19機関（特養：11　老健：5　介護療養型医療施設：3）　消防・救急機関：6機関
坂井地区の在宅サービス利用者数　約3，500人

（1）在宅主治医をカバーする副主治医選定ルールと病院によるバックアップ体制を組み合わせた在宅医療システムの構築
〇医師会所属のコーディネーターが副主治医を選定　〇病診連携

（2）「顔の見える多職種連携会議」を設置し、地域包括支援センター単位での医療・介護連携を強化
〇顔の見える多職種連携カンファレンス開催　〇検討部会

（3）市民が自発的に在宅ケアを学ぶための普及啓発
〇在宅ケア出前講座　〇住民啓発ツール開発　〇市民集会開催

（4）医療・介護の多職種間で活用可能な坂井地区統一の患者記録様式の利用
〇坂井地区情報連携シート　〇ITを活用した患者情報共有ツール

（２）坂井地区における在宅ケア体制のイメージ図

介護保険事業計画において、
包括ケア体制の整備方針を明記

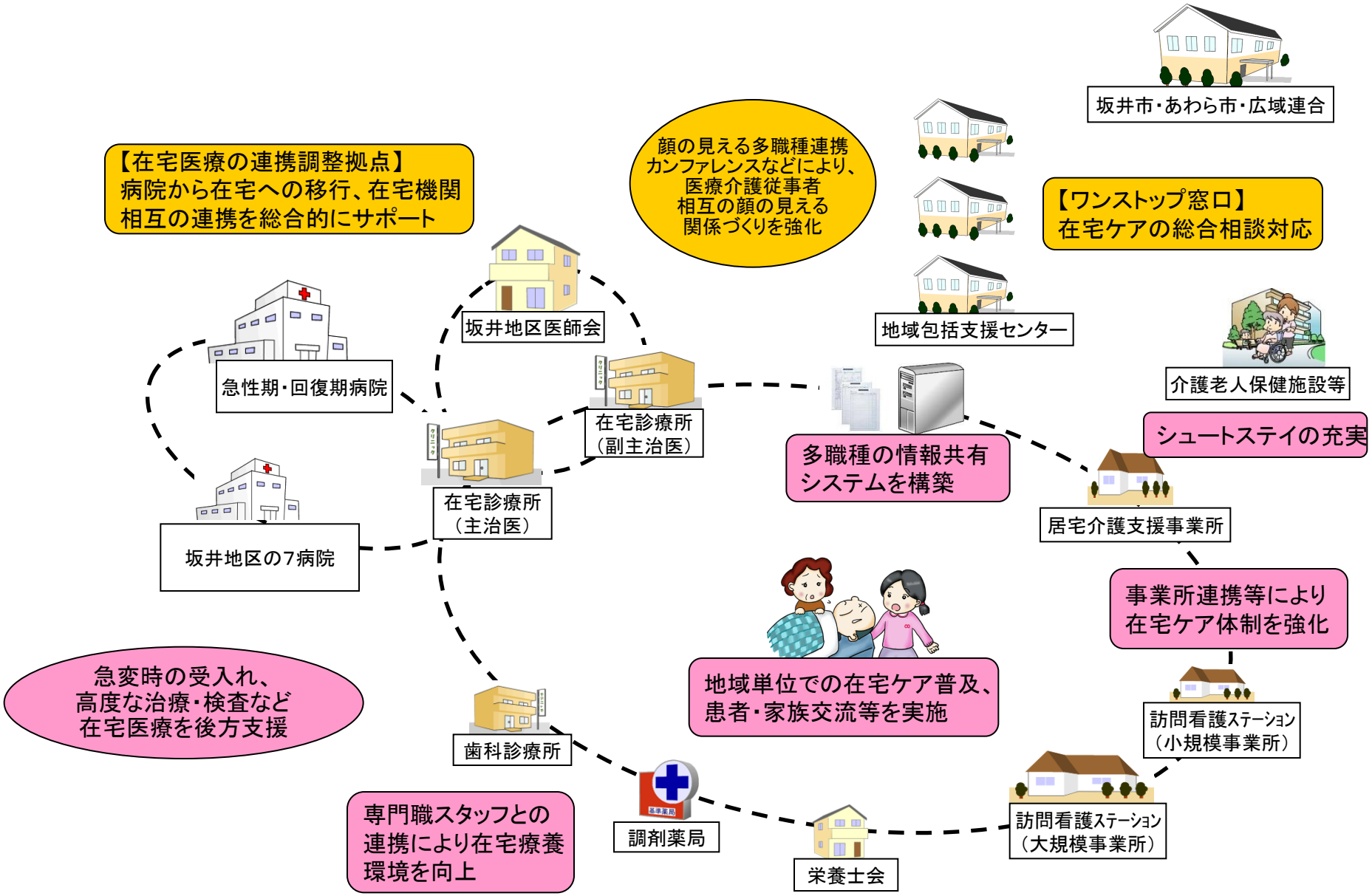

（３）在宅ケア体制の構築と市民が受けるメリット（坂井地区広域連合）

①　医師会と行政の連携

訪問診療できる医療機関を自ら探すしかなく、入院治療を選択する傾向

→

市役所（地域包括支援センター）と医師会（在宅ケアネット）の連携強化

→

市役所へ行けば、介護と医療のサービスを組み合わせて調整してもらえ在宅医療を選択

②　医療機関と介護事業所の連携

症状に変化があり医師に相談したいが、訪問診療は月に１～２回のペース

→

医療・介護機関の多職種が情報を共有しやすくするため、患者情報共有システムを導入

→

介護スタッフから医師に病状の変化が伝わり、適時適切に治療が受けられる

③　診療所と病院の連携

地元の病院の受け入れが困難な場合、距離を問わず基幹病院が受け入れ先になる

→

坂井地区内の7病院と訪問診療・往診を担う診療所との協定締結によりバックアップ体制を構築

→

患者の希望に応じて地域の病院受入が可能となり、病状急変時もスムーズな対応が可能

（４）坂井地区における在宅ケア推進体制

坂井地区在宅ケア将来モデル推進協議会
在宅ケア体制構築の推進方策について進捗管理・調整・指示を行う。

事務局：福井県、坂井地区広域連合

顔の見える多職種連携会議
地域包括支援センター単位（3か所）で、坂井地区在宅ケア将来モデルを支える医療・介護相互の連携強化を図るとともに、地域包括ケアの実現に向けた地域ごとの課題抽出・対応策を実行する。
（構成機関）
坂井地区医師会、坂井地区歯科医師会、県薬剤師会坂井支部、県管理栄養士会、ネットワークさかい、ケアマネSAKAI、社協、地域包括支援センター、あわら市、坂井市

事務局：坂井地区広域連合　支援：坂井健康福祉センター

住民啓発実施チーム
地域の在宅ケア状況や市町単位の医療・介護データの分析にもとづく健康づくり活動の紹介、在宅ケアに関する不安の解消など、住民が在宅ケアについて自発的に学び・理解を深める普及啓発活動を推進する。

事務局：あわら市・坂井市・坂井地区広域連合　支援：坂井健康福祉センター

（５）坂井地区における「顔の見える多職種連携会議」

顔の見える多職種連携会議

○地域の在宅医療に関わる多職種（病院関係者・介護従事者等も含む）が一堂に会する場を設定
顔の見える多職種連携カンファレンス
第１回　平成24年12月2日（日）
第２回　平成25年2月24日（日）
⇒「顔の見える関係」から「顔の向こうが側が見える関係」へ、さらに「顔を通り超えて信頼できる関係」へ

○「医療・介護連携強化」「生活支援・住民協働」「災害時ケア体制」各検討部会を開催

医療・介護連携強化検討部会

○在宅ケアにおける連携体制の強化
・坂井地区版訪問看護活用ハンドブック作成

生活支援・住民協働検討部会

○高齢者世帯への見守りを兼ねた先進的サービスの普及・拡大
・地域ネットワークづくり、インフォーマルケアの活用

災害時ケア体制検討部会

○災害が発生した場合にも在宅療養中の方が安全・安心に生活が継続できる体制を検討
・災害時在宅医療備品整備　衛星電話、緊急用人工蘇生機 、足踏み式吸引器など
・亘理郡災害医療支援検証会議

2. 福岡県大牟田市の事例

小規模多機能型居宅介護事業所と併設した地域の交流拠点の設置

○　通いを中心に、訪問や泊まりのサービスを提供する小規模多機能型居宅介護に、介護予防拠点や地域交流施設の併設を義務付け、健康づくり、閉じこもり防止、世代間交流などの介護予防事業を行うとともに、地域の集まり場、茶のみ場を提供し、ボランティアも含めた地域住民同士の交流拠点となっている。

○　平成24年３月末現在、小規模多機能型居宅介護事業を行っている24事業所に設置。

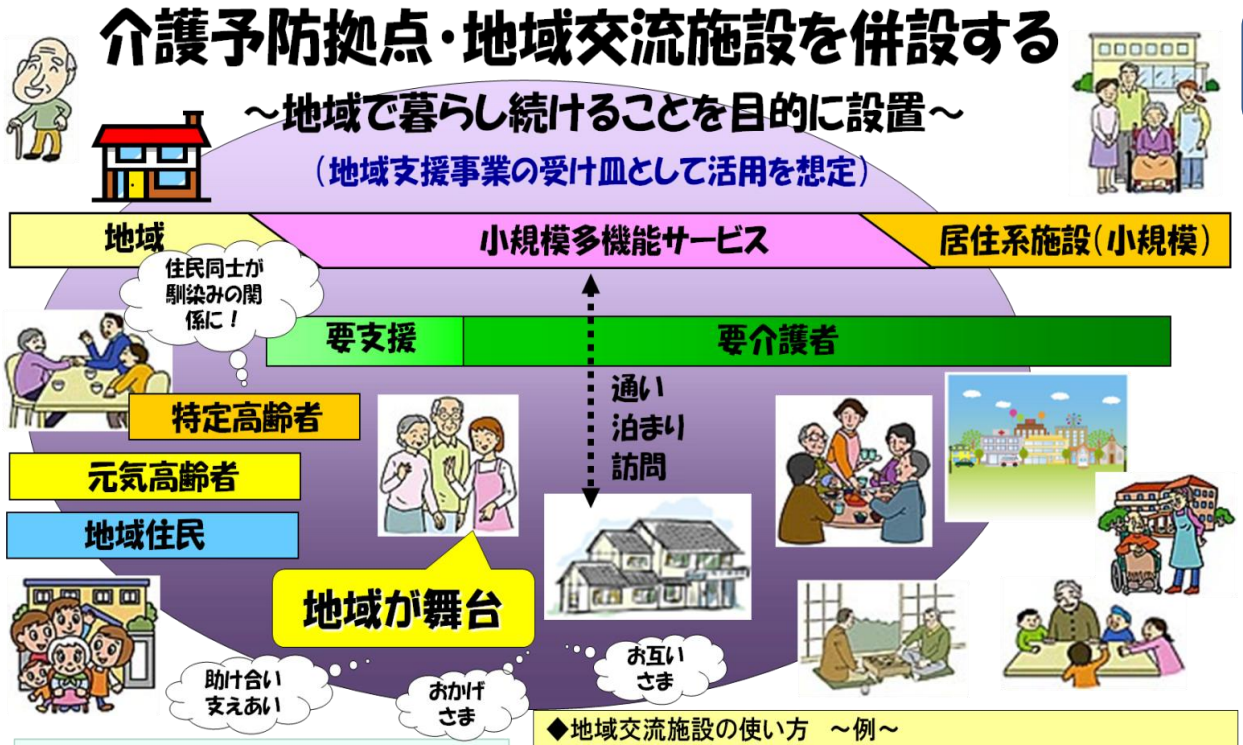

場の提供だけでは不十分！そこに人と人とを結ぶコーディネーターが必要である。

小規模やGHに併設する地域交流施設には、認知症コーディネーターを配置し、地域まちづくりを推進する。

◆地域交流施設の使い方　～例～

開設時間：毎週月曜日～金曜日（午前10時～午後4時）

管理体制：職員1名を配置（※将来は地域住民による自主運営）

利用状況：主に介護予防（健康づくり）や趣味活動に利用

囲碁クラブ、脳の健康予防教室、そよかぜ学童、陶芸教室など

ご近所の方によるお茶会

ペン習字教室

3. 長崎県佐々町の事例　介護予防ボランティアによる介護予防と日常生活支援

○「介護予防ボランティア養成研修」を受けた65歳以上の高齢者が、①介護予防事業でのボランティアや、②地域の集会所などでの自主的な介護予防活動、③要支援者の自宅を訪問して行う掃除・ゴミ出し等の訪問型生活支援サービスを行うことを支援。
○　平成20年度から実施し、平成24年12月現在45名が登録・活動中。
○　平成24年度からは介護保険法改正により導入した介護予防・日常生活支援総合事業で実施。

佐々町の介護予防ボランティア組織図

介護予防・日常生活支援総合事業で実施

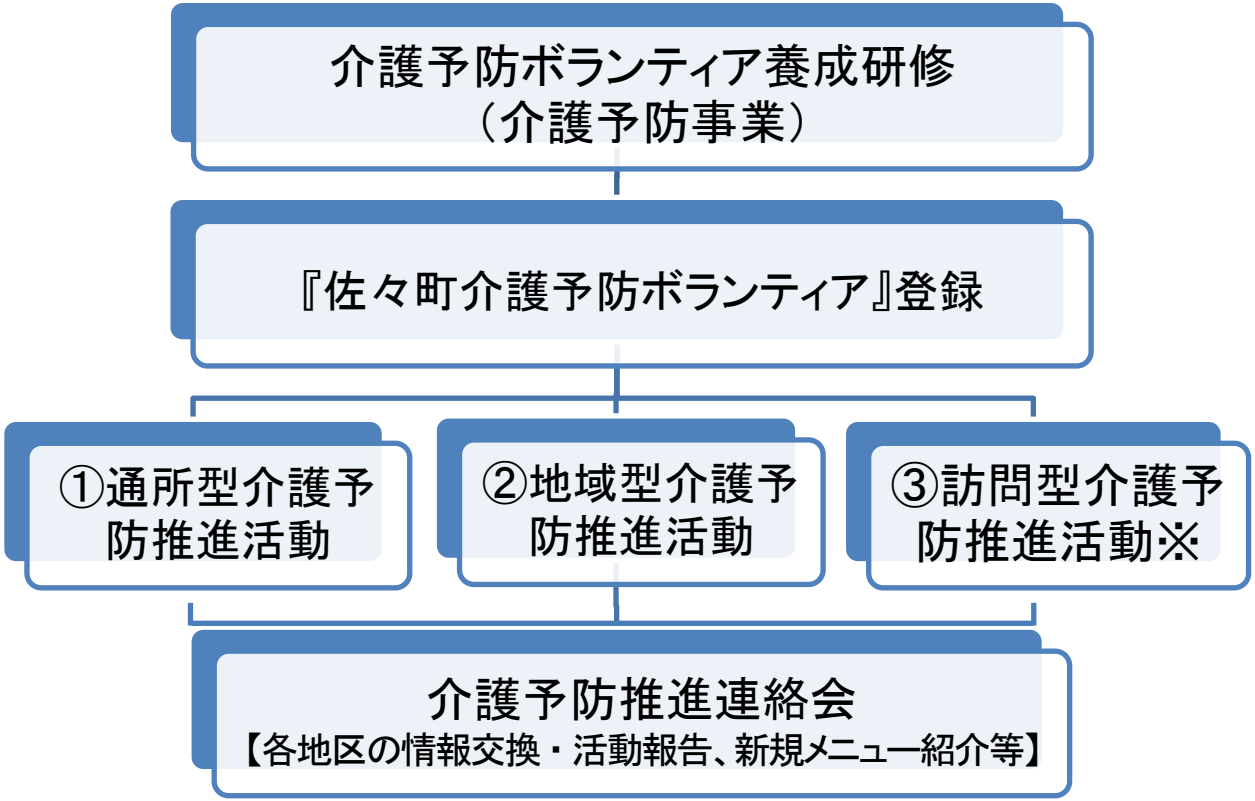

※平成24年度より

4. 横浜市、東京都稲城市の事例　介護支援ボランティアポイント

○　介護予防等を目的とした、65歳以上の高齢者が介護施設等でボランティアをした場合にポイントを付与し、たまったポイントに応じて、換金等を行うことにより、実質的に介護保険料の負担を軽減することができる制度（介護保険の地域支援事業で実施）。

○　平成24年12月現在、75の自治体で実施。

※　登録者数は、横浜市では6,946人（同年11月現在）、稲城市では516人（同年10月現在）等
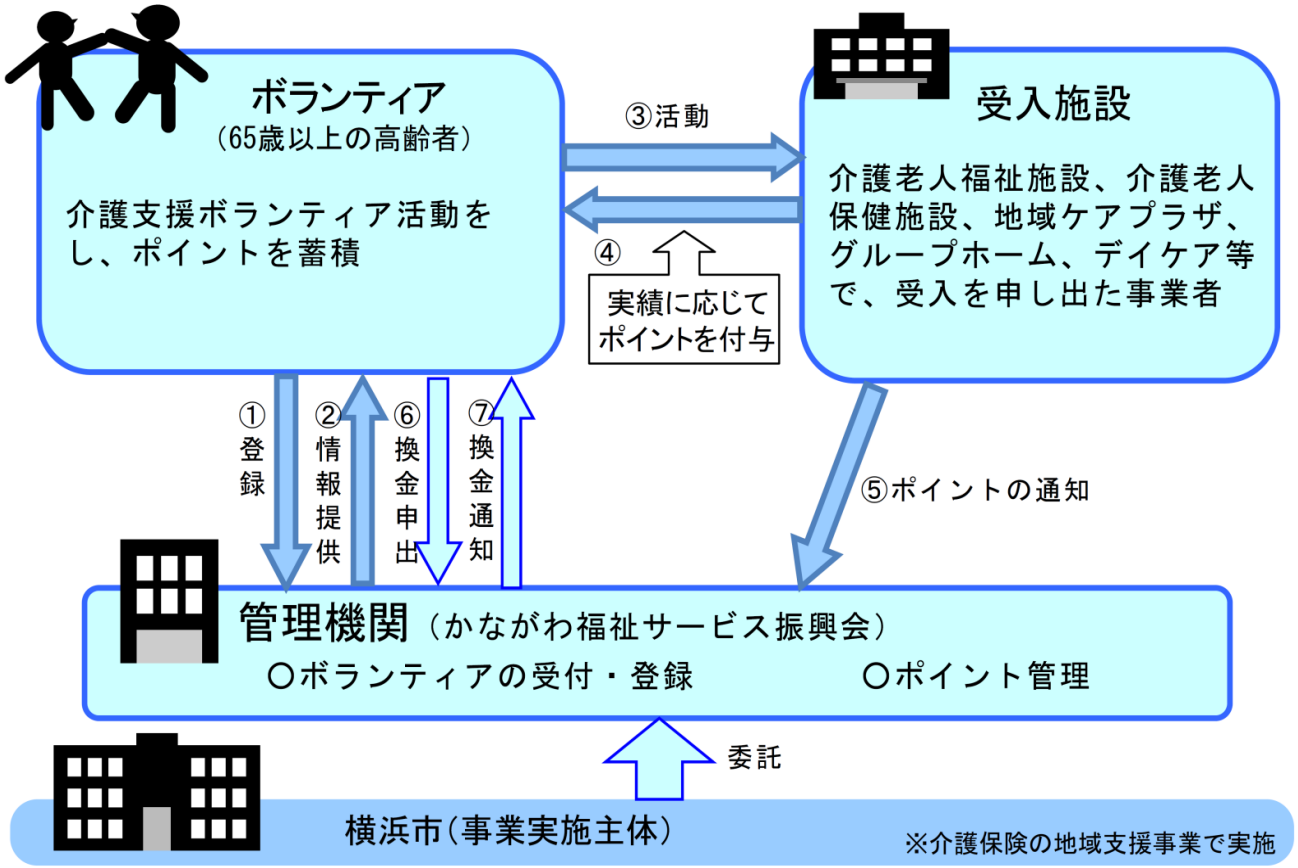
＜実施例＞横浜市介護支援ボランティアポイント制度